

岡東浄化センター脱水ケーキセメント資源化
搬出処理業務委託（その2）（単価契約）

仕 様 書

令和7年1月

岡山市下水道河川局下水道施設部
下水道施設管理課（東部）

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本仕様書は、岡山市の岡東浄化センター脱水ケーキセメント資源化搬出処理業務委託（その2）（単価契約）に適用し、岡東浄化センターで発生した脱水ケーキを適切にセメント資源化を行うことを目的とした運搬・処理業務（以下「業務」という。）の実施について必要な事項を定める。受託者は、浄化センター等の機能を充分達成できるよう契約書、仕様書、その他関係書類に基づき、能率的、経済的、且つ安全に業務を履行しなければならない。

(業務の内容)

第 2 条 業務の主な内容は、岡東浄化センター（岡山市東区升田614-11）の汚泥ホッパ（ホッパ容量10t×6基）から排出する脱水ケーキを資源として有効に利用するため、適正に運搬、セメント資源化を行うものである。

2 脱水ケーキの性状及び取り扱いの注意事項。

- (1) 性 状 産業廃棄物 汚泥（含水率80%前後の未消化下水汚泥）であり臭気を有する。なお、特別管理産業廃棄物には該当しない。
汚泥の中には、高分子凝集剤、ポリ硫酸第2鉄が含まれる。
- (2) 取り扱いの注意事項 保護具の着用（手袋・マスク等）・手洗いの励行。

(関係法令の遵守)

第 3 条 受託者は、業務の実施に当たり、下水道法、労働基準法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、貨物利用運送事業法、道路運送法等の輸送に関する諸法令、施行令、通達等を遵守しなければならない。

2 関係機関より各法令により改善命令・措置命令等の指導を受けた場合は、速やかに対応し、内容等を書面をもって遅滞なく委託者に通知しなければならない。

(準備作業)

第 4 条 受託者は、令和7年4月1日から脱水ケーキのセメント資源化等が円滑に実施できるよう、契約後直ちに、脱水ケーキ運搬車両等の手配並びに関係機関への届出・通知・協議等、準備作業を開始するものとする。なお、運搬車両等手配に当たっては、現地確認を十分行うものとする。

また、委託者が運搬・処理先の市町村に対し事前通知するための作成資料について、協力するものとする。

(運搬及び処分業務)

第 5 条 第2条に掲げる業務は次のとおりとする。

(1) 脱水ケーキ運搬

岡東浄化センターからセメント資源化工場までの運搬

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に基づく産業廃棄物収集運搬業許可（汚泥）を有する者が行うこと。
- ・脱水ケーキを運搬する車両は、汚泥専用コンテナ又は水密性天蓋付ダンプ等の廃棄物の飛散、臭気の漏洩のない構造を有していること。
- ・受託者は、事前に委託者へ運搬車両の車両番号、構造図を提出した後に運搬を行うこと。

- ・受託者は、事前に委託者に運搬ルートを提出すること。
- ・運搬数量・頻度
 - 2, 200トン／年以内
 - 1回当たりの運搬量 9～10トン（平均）
 - 1日当たりの運搬回数 平均1～2回（最大4回）
- 搬出日 日曜日・12月31日～1月2日を除く市の指定する日
- 搬出時間 原則として、8：30～14：00とする。
天災等の事情により搬出時間が守れない場合は、事前に本市に連絡を行い確認をとること。
- 清掃 脱水ケーキ積み込み後、ホッパ周辺の清掃を行うこと。

(2) セメント資源化処理

脱水ケーキのセメント資源化処理

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業（中間処理）の許可を有する者が行うこと。
- ・搬入された脱水ケーキ全量について焼成処理を行いセメント原料とすること。
- ・脱水ケーキの貯蔵及びセメント原料化工程においては、廃棄物の飛散、臭気の漏洩のないよう周辺環境の保全に努めること。
- ・契約期間中はいつでも本市による立入調査ができるものとする。

(再委託の禁止)

第6条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

(産業廃棄物マニフェストの使用)

第7条 脱水ケーキの処理委託には、その適正な処理を確認するため、委託者が発行した産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という）を使用する。
2 「マニフェスト」は原則として電子マニフェストを使用する。

(委託業務量の確認)

第8条 業務委託量の確認は、セメント工場内における計量所にて計量した重量（t）により委託量の確認とする。有効数字は小数点第2位までとする。

(緊急事態発生時の対応)

- 第9条 受託者は、収集運搬については、関係法令・法規等の遵守はもとより交通事故防止に努めることとする。このため、交通事故防止を目的として、自動車の整備、交通安全啓発活動等を積極的に実施すること。
- 2 受託者は、設備機器等の重大な事故・故障等により、中間処理、セメント資源化が長時間運転不能の場合、他の工場等によるバックアップが可能となる体制を整えておかななければならない。また、修理・点検等により、一時的に処理を中断する場合には、委託者にその旨を事前に書面をもって通知しなければならない。運搬についても同様とし、運搬・処理処分に支障があってはならない。
- 3 緊急事態発生時の内容及び対応措置についての報告を、速やかに書面をもって提出し、本市の承諾を得なければならない。

4 万が一の交通事故発生においては、前項同様速やかに報告を行うとともに、第三者に損害を及ぼしたときは、損害に対して十分な措置を行うものとする。また、これらの損害賠償等は、自動車損害賠償保障法等に準拠して、誠意をもって当たることとし、全て受託者の責任において行うものとする。ただし、事故原因が委託者の責に帰すべき事由により生じた場合にはこの限りではない。

(秘密保持等)

第 10 条 受託者は、当該委託契約履行上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。

(履行期間)

第 11 条 本業務の履行期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(提出書類)

第 12 条 受託者は、本業務において次の関係書類を A 4 判にて提出すること。

- 1 委託業務契約時に提出する書類
 - (1) 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業許可証の写し
(契約書に綴ること)
 - (2) 委託契約書
 - (3) その他監督員の指示による必要な書類
- 2 委託業務着手時に提出する書類
 - (1) 委託業務着手届
 - (2) 委託工程表
 - (3) 業務責任者
 - (4) 業務実施計画書
 - ①脱水ケーキのセメント資源化フロー図
 - ②処理設備概要 (機器能力の記載されているもの)
 - ③運搬経路図
 - ④連絡体制表
 - ⑤収集運搬車両の番号及び構造図
 - ⑥その他関係書類
 - (5) その他監督員の指示による必要な書類
- 3 委託期間中に提出する書類
 - (1) 収集運搬・処分業務報告書及びマニフェスト
 - (2) その他監督員の指示による必要な書類
- 4 委託業務完了時に提出する書類
 - (1) 委託業務完了届
 - (2) 委託業務写真帳
 - ・岡東浄化センター積込搬出状況
 - ・受入設備への投入状況
 - ・セメント原料化工程
 - (3) その他監督員の指示による必要な書類

(疑義等)

第 13 条 本仕様書に疑義を生じた場合には、両者協議の上定めるものとする。

(委託代金の支払い)

第 14 条 委託代金の支払いは、各月毎に、請求のあった日から 30 日以内に支払うものとし、その詳細は当該委託業務契約書に明記する。

なお、令和 6 年度については、支払いは行わず、業務が実際に開始される令和 7 年度から運搬・処理量に応じて前述のとおり支払うものとする。